

## USEN GATE 02

### 光ギガプレミアムアクセス (T) サービス 光メガプレミアムアクセス (T) サービス契約約款



平成 29 年 12 月 1 日版

株式会社 USEN ICT Solutions

#### 第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 光ギガプレミアムアクセス (T) サービス・光メガプレミアムアクセス (T) サービス (以下「本サービス」といいます。) は株式会社 TOKAI コミュニケーションズ (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

#### 第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

#### 第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は特定協定事業者約款、第 30 条 (端末設備の利用の一時中断) は適用しません。

#### 第5条 (料金等)

当社が提供するサービスの料金は、別途「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

2 当社は特定協定事業者約款、第56条 (相互接続事業者による料金等の回収代行) および、第57条 (相互接続事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行) は適用しません。

#### 第6条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額 (消費税等相当額を含む) を支払っていただきます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

2 付加サービスの料金は、提供開始日から起算して本サービスの提供終了日または、付加サービスの廃止があった日までの期間について、別途規定する付加サービス利用料の支払いを要します。

3 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

#### 第7条 (契約申込みの取消し)

契約申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことは出来ません。

#### **第8条** （最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は提供開始日から起算して1年間とし、当該最低利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 付加サービスの最低利用期間は、本サービスの最低利用期間の終了日までとします。

#### **第9条** （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

#### **第10条** （付加サービスの提供）

当社は、契約者が付加サービスの提供を希望する場合は、そのことを当社指定の方法により通知していただくことで、料金表に規定する付加サービスを提供します。

2 前項の付加サービス利用の希望があった場合、当社は本サービスの提供の規定に準じて取り扱います。

#### **第11条** （付加サービスの解除）

契約者は、付加サービスの解除を行おうとするときは、解除を希望される月の1ヶ月前までに、そのことをUSEN GATE 02取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

#### **第12条** （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

#### **第13条** （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### **第14条** （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

#### **第15条** （反社会的勢力に対する表明保証）

契約申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

## 別記

### 1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

<http://www.broadline.ne.jp/download/>

| 当社の提供するサービス                        |             | 対応する特定協定事業者約款                              |
|------------------------------------|-------------|--|
| USEN GATE 02 光ギガプレミアムアクセス (T) サービス |             | 「インターネット接続サービス契約約款」<br>「第四種インターネット接続 サービス」 |
| 付加サービス                             | DDoS セキュリティ | 「BroadLine セキュアオプションサービス」<br>利用規程          |

### 2. 料金

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加サービス利用料および一時金とし、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

| 対応する特定協定事業者約款の表記      | 当社の提供するサービスにおいて<br>読替えて適用される表記 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ | 株式会社USEN ICT Solutions         |
| インターネット接続サービス取扱所      | USEN GATE 02 取扱所               |

第2表 対象となるサービスの読替え

| 対応する特定協定事業者サービス                        | 当社の提供するサービス                      |
|--|----------------------------------|
| BroadLine Ethernet インターネット             | USEN GATE 02 光ギガプレミアムアクセス(T)サービス |
| BroadLine Ethernet インターネット             | USEN GATE 02 光メガプレミアムアクセス(T)サービス |
| BroadLine セキュアオプションサービス<br>DDoS セキュリティ | DDoS セキュリティ                      |

(以下余白)